

2014 年 1 月 14 日

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会
事務局長 山本 健二
政策局長 栗田 博

フード連合／政策情報 No.3

連合「消費税価格転嫁拒否通報ホットライン」の設置！

フード連合は、連合「消費税価格転嫁拒否通報ホットライン」の取り組みを通じて、価格転嫁に対する取引関係構築に向けた取り組みを行ってまいります。

10 月 1 日、政府は消費税率を 2014 年 4 月 1 日に現在の 5%から 8%に引き上げることを表明しました。

1997 年 4 月から消費税の税率を 3%から 5%に引き上げた時には、特別減税の終了や社会保険料の引き上げなども重なり、経済成長はマイナスに逆戻りし、税収も大幅に落ち込みました。また、私たち食品関連産業の多くの企業が、商品に消費税率引き上げ分を価格転嫁できず、負担をかぶるという状況も多く見られました。

そこで、今般の引き上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けて、消費税転嫁対策特別措置法が 2013 年 10 月 1 日から施行されます(2017 年 3 月 31 日まで適用)。2014 年 4 月 1 日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。禁止される行為としては、①減額 ②買ったとき ③購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制 ④税抜価格での交渉の拒否 ⑤報復行為等があります。また、納入業者がそろって消費増税分を価格に上乗せする「転嫁カルテル」を、特別措置として例外的に認めています。違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。違反行為があると認められるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

しかし、現実には「3%値下げ」「3%還元」等の表示は禁止されていないために、メーカーが小売店から厳しい条件を突きつけられるケースも考えられ、負担をかぶる結果になることも懸念されます。

フード連合は、次頁、連合「消費税価格転嫁拒否通報ホットライン」の取り組みを通じて、適正な価格転嫁が行われるように、引き続き公正取引委員会や関係団体等へ意見・要請を行なっていきます。加盟組合は、取引実態の把握と周知に努めると共に、労使協議会などの場を通して、不当な取引等に対するチェック等を行なって下さい。

※ 価格転嫁拒否にあった場合は、次頁、連合価格転嫁ホットライン (TEL03-5295-0514)、フード連合政策局 (TEL03-6435-2884) までご連絡下さい。

連合「消費税価格転嫁拒否通報ホットライン」の取り組みについて

連合では第 66 回中央委員会で確認した 2014 春季生活闘争方針にも記載のとおり、中小企業の公正な取引関係の実現に向けて、2014 年 1 月 14 日（月）から「消費税価格転嫁拒否通報ホットライン」を設置し、組合員や企業などからの相談を受け付けることとしています。連合は、全国でこの取り組みを大きく PR し、不公正な取引関係で中小企業そして、そこで働く者にしわ寄せをおこさせない運動を展開します。

消費税の 価格転嫁 拒否に NO!



中小企業が
公正で適正な価格で
取引できる
社会をつくらう!





発注者【加害者】



受注者【被害者】



従業員など【第三者】

減額

消費税増税分を
対価から
減額して!

本体価格での
交渉拒否

税込み価格の
見積書しか
受け取らないよ!

こんなこと
許されるのかな…

この値段で契約した
じゃないですか!
うちのコストは
変わらないのに…

こんな
ときは!

消費税の 価格転嫁拒否

にあつたら
連合にご相談ください!





連合 価格転嫁ホットライン

03-5295-0514



**連合が相談を受け付け
関係機関へ通報します!**

第三者からの相談も受け付けます。

通報








関係機関

- ・公正取引委員会
- ・経済産業省
- ・中小企業庁 など

取引の業種や違反内容により通報先が異なります。

消費税転嫁対策特別措置法では

以下の行為が **禁止**  されています!

-  消費税分の一部または全部を対価から減額する行為
-  買ったたき行為
-  物品などの購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制
-  税抜き価格(本体価格)での交渉の拒否 価格転嫁拒否は許さない!
-  通報されたことによる報復行為

法律などの内容の詳細が知りたい方は、以下のホームページをご参照ください。

内閣府 <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/>

公正取引委員会 <http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/>



価格転嫁ホットライン [正式名称] 連合消費税価格転嫁拒否通報ホットライン

 **03-5295-0514**


2014年1月14日(火)より受付開始 (受付時間：平日 午前10時～午後5時まで)

連合へ相談する際には
右記の情報をご用意ください。

- 違反行為を行っている事業者名
- 当該事業者の所在地
- 違反行為の具体的事実(いつ・どこで・どんな行為がされたか等)

※連合から公的機関への通報後の対応状況については、情報開示できませんので、ご注意ください。
※電話のみでの受付となりますので、ご了承ください。

安心して暮らそう! 安心して働こう! だから、すべての職場に労働組合を! ご相談は連合へ

 **連合** 日本労働組合総連合会

連合ホームページ <http://www.jtuc-rengo.or.jp/>

連合フェイスブック <https://www.facebook.com/jtuc.rengo>

連合モバイルサイト <http://m.jtuc-rengo.or.jp/>

連合ツイッター <https://twitter.com/unionion/>

連合 検索 

携帯電話はこちらから



Action!
つくる! はいろう!
労働組合

消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行されます(同法は、平成29年3月31日まで適用されます。)。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行ってまいります。

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否をされる側(売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったとき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Iに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

IIに関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

(1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円 (税抜) 〇〇円 (税抜価格) 〇〇円 (本体価格) 〇〇円+税

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届出ることが必要です。)

(1) 転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	又は	
		常時使用する従業員数 (会社又は個人)	
製造業, 建設業, 運輸業	3億円以下	300人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
サービス業	5千万円以下	100人以下	
小売業	5千万円以下	50人以下	
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下	業種ごとに政令で定める数以下	
上記以外の業種	3億円以下	300人以下	

(2) 表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

2013.6.20